泉南市草刈機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公園等の公共緑地等の除草作業に際し、泉南市が所有する草刈機を貸 し出すことについて、必要事項を定める。

(目的)

第2条 市が草刈機を貸し出すことで、市民による環境美化運動を推進することを目的とする。

(貸出対象者)

第3条 草刈機の貸し出しを受けることができるものは、区・自治会もしくは、市内で環境 美化運動に取り組む団体(※公園担当課への登録が必要)で営利を目的としないものとす る。

(貸出機器)

第4条 貸し出しを行う機器は、手押し式草刈機、電動草刈機とし、一度に貸し出しできるのは2台までとする。

(貸出期間)

第5条 草刈機の貸出期間は、貸出日から起算して5日を超えない期間とする。

(使用料)

第6条 草刈機の使用料は無料とする。

(申請書類)

- 第7条 草刈機の貸し出しを受けようとする者(以下「借受者」という。)は、草刈機借用申請書を公園担当課へ提出し、併せて運転免許証等による本人確認を受けなければならない。
- 2 借用申請書の提出は、貸し出しを希望する期間の初日の属する月の2ケ月前の1日(市 役所閉庁日にあたる場合は翌開庁日とする。)から予約可能とする。

(目的外使用の禁止)

- 第8条 借受者は、草刈機を他の目的に使用してはならない。
- 2 借受者は、草刈機を他人に譲渡、転貸、交換、若しくは担保に供してはならない。

(賠償等)

- 第9条 故意又は過失により草刈機を破損し、又は紛失した場合は、借受者の負担において 修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。
- 2 貸出機器の使用により発生した損害については、借受者がその損害を賠償しなければ ならない。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。